

労働基準関係法令違反に係る公表事案

茨城労働局

最終更新日：令和7年6月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
片山特殊鍛工(株)	茨城県坂東市	R6.8.28	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第147条第1項	鍛造プレスで原材料を成型する作業を行わせるに、労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるにもかかわらず安全装置を設けていなかったもの。	R6.8.28送検
エムエムブリッジ(株)	広島県広島市	R6.9.19	労働安全衛生法第31条第1項 労働安全衛生規則第653条第2項	複数の関係請負人の労働者に作業を行わせるのに、労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと。	R6.9.19送検
植田建設工業(株)	大阪府大阪市	R6.9.19	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第194条の17 労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第526条第1項	高所作業車の用途外使用を行っていたこと及び労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと。	R6.9.19送検
小山レミコン(株)	栃木県小山市	R6.11.11	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第151条の7第1項	運転中のコンクリートミキサー車に接触するおそれがあるのに、労働者を立ち入らせ、危険を防止するための必要な措置を講じなかったこと。	R6.11.11送検
村尾創造教育研究所	茨城県笠間市	R6.11.11	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月分の賃金約52万円を支払わなかったもの。	R6.11.11送検
株式会社マツミ・ジャパン	茨城県筑西市	R6.11.15	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第107条第1項	ベルトコンベヤーの掃除又は調整の作業を行わせるにあたり、機械の運転を停止させなかったこと。	R6.11.15送検
(有)エヌ・シー・アイ	茨城県古河市	R7.2.6	最低賃金法第4条	労働者3名に対し、1か月分の賃金約90万円を支払わなかったもの。	R7.2.6送検
(有)ペット医学機構	茨城県牛久市	R7.3.7	最低賃金法第4条	労働者4名に対し、1か月分の賃金約80万円を支払わなかったもの。	R7.3.7送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)サテック	栃木県宇都宮市	R7.3.10	労働安全衛生法第100条第1項 労働安全衛生規則第97条第1項	労働者が労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、被災者所属会社の代表取締役と上位請負会社の取締役が共謀の上、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったこと。	R7.3.10送致
(有)松島組	栃木県小山市	R7.3.11	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第158条第1項	資材置場において、運転中のドラグショベルに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたこと。	R7.3.11送致
ACA Next(株) 筑波大学附属病院	東京都港区	R7.5.8	労働基準法第36条	労働者2名に対し、1か月当たり100時間以上又は複数月の1か月当たり平均時間が80時間を超える違法な時間外及び休日労働を行わせたこと。	R7.5.8送検
(株)共伸	群馬県伊勢崎市	R7.6.4	労働安全衛生法第100条第1項 労働安全衛生規則第97条第1項	労働者が労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったこと。	R7.6.4送致
個人事業主	茨城県石岡市	R7.6.9	労働安全衛生法59条第3項 労働安全衛生規則第36条第9号	労働者に対し、機体重量が3トン未満の車両系建設機械であるドラグ・ショベルのを特別教育を行わずに無資格で運転させたこと。	R7.6.9送致